

保育所保育指針に関する調査研究（研究報告者 増田まゆみ）

目的

保育に関連の深い有識者や保育実践者、並びに 1990 年より第二次改訂保育所保育指針（以下保育指針）に基づき保育に取り組んできた主任保育士に対して調査を実施し、現行の保育指針の活用実態や課題を聞くことにより、改訂に盛り込むべき内容や視点を抽出・整理することを目的とした。

方法

I ヒアリング調査：保育に関連の深い有識者 4 名、保育実践者 4 名に事前に質問を送付し実施

調査内容：・保育所保育指針の内容及び示し方

保育所保育の独自性（養護と教育の一体性の捉え方等）、発達過程別の保育の内容の示し方、保育士の専門性、保育士の研修

・保育所保育における子育て支援

子育て支援に関する示し方、保育所保育士の行なう子育て支援の独自性

・他の専門機関との連携

幼稚園や小学校との連携、地域の他の専門機関（児童相談所・母子保健機関等）との連携

・他の課題・問題点および子育て子育て環境の変化に伴う保育指針の今後の方向性

II 質問紙調査：主任保育士を対象

調査 1：保育士団体主催の主任保育士研修会場にて実施（回収数 63 件、回収率 92.4%）

発達課程区分別「ねらい」の各項目が指導計画作成時に参考にされているかの実態を把握するため、各発達課程区分別「ねらい」（第 3 章～第 10 章）の各項目の必要性についての「とても必要である」「やや必要である」「あまり必要でない」の 3 段階評価、及び保育指針の活用状況、自由意見

調査 2：全国の保育所から 2000 か所の保育所を無作為抽出。郵送式にて実施

（回収数 453 件、回収率 22.7%）

保育指針の構成や示し方についての意見を把握するため、各章、各項目ごとの内容についての「このままでよい」「一部変えるべき」「変えるべき」の 3 段階評価、及び保育指針の活用の状況、自由意見

結果

ヒアリング調査結果：

それぞれの専門分野や保育現場の実情をふまえた立場からの貴重な意見が聴取された。

保育研究を行うことを主とする有識者が保育を俯瞰し、客観的にコメントをする傾向があるのに対して、当事者として保育に携わっている保育実践者のコメントは、より実践的で、体験を通して醸成された思いが語られる傾向が見られた。保育士の専門性、研修、保育所における子育て支援、小学校や関係機関との連携などについてはその重要性が共通認識されていた。「養護と教育の一体性」という保育所保育の独自性を示す表現については、「養護と教育の一体性は保育所に限られたものではなく、幼稚園にも見られる」、「保育における養護、教育に関する理解が保育現場では十分でない」また、「保育に欠ける」「家庭養育の補完」「発達過程の示し方」等の検討の必要性があげられた。研修では特に園内研修、子育て支援は在園する保護者・家庭への支援と地域の子育て家庭への支援を明示し、保育士の対応の方向性と他機関との連携、小学校との連携では指導要録の送付の必要性等があげられていた。

質問紙調査結果：

1. 総体的に現行の保育指針への評価は高く、発達課程区分別の「ねらい」の項目については「とても必要である」、各章各項目の内容については「このままでよい」とする肯定意見が 8 割を超すものがほとんどであり、9 割を超えるものも多かった。

<肯定の割合が特に低かったもの>

- * 4 歳以上の「ねらい」（図 1）…「やや必要である」の割合が年齢の上昇とともに増加

「午睡など適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する」

「保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにする」

- * 第 3 章から第 10 章の発達課程区分について（図 2）

…「一部変えるべき」「変えるべき」をあわせて 20.3%

2. 保育指針の活用（図 3）については、7 割の主任保育士は「時々活用している」、同園の保育士は 6 割が「時々活用している」。「あまり活用していないは」保育士の 1/4 であった。

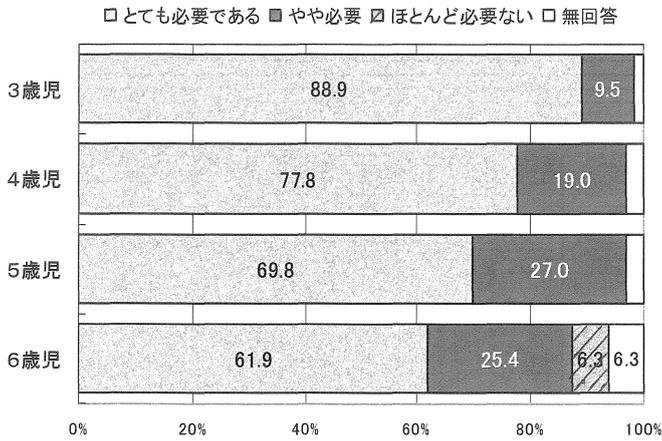


図 1-1 「ねらい」午睡など適切な休息をとらせ、心身の疲れを癒し、集団生活による緊張を緩和する

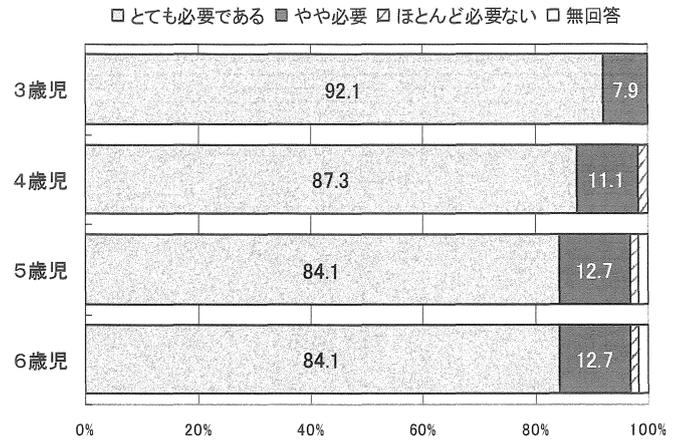


図 1-2 「ねらい」保健的で安全な環境をつくり、快適に生活できるようにする

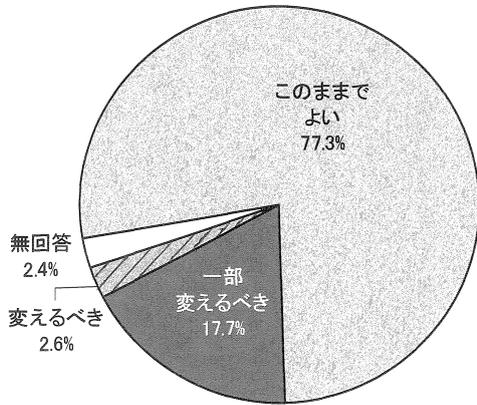


図 2 第 3 章から第 10 章の発達過程区分について

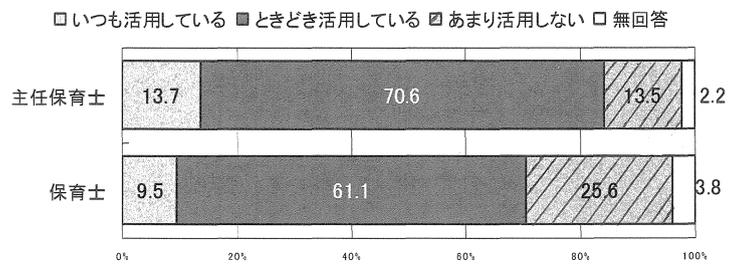


図 3 保育所保育指針の活用の状況(回答者:主任保育士)

考察

1. ヒアリング調査結果からは、保育現場、有識者、保護者など保育に関わる人々が『目指すべき保育のあり方』を共通に認識できるように、実態に即した、また、今後を見通したものとなるよう、わかりやすさと、具体性が必須のものであり、さらに議論を重ねることが必要であることが示唆された。
2. 主任保育士による現行の保育指針への評価は総体的に高く、また保育指針をより良いものにしていこうとする意欲は自由意見への書き込みの多さから推測された。しかしながら、中には保育指針の主旨や構成についての理解に誤解が生じていると思われる項目も見受けられた(ex. 「ねらい」と「内容」の混同、発達課程区分の主旨)
自由意見の中に、子どもとの日々の関わりから必要性が記載され、子どもの心の育ち、子どもの家庭環境等も含め子育て環境の変化から、今日的課題となっている食・人との関係性・自然との関わり・運動・個と集団の関係等生活を通して行う保育の重要性が浮き彫りとなった。なお、第 3 章から 10 章の発達過程の示し方については発達過程の意味と保育実践との関連からの見直し、さらには、小学校との連携、障害児への援助、長時間・延長・夜間保育、健康・安全、子育て支援の位置付けの明確化と示し方等の検討が求められる。
3. 保育現場では、保育指針に基づいて保育を行っており、いわば「保育指針ありき」の姿勢で保育を行っていることが本研究からうかがえた。保育指針の内容を現場の子ども等に照らし合わせ、実態とズレのない内容となっているかを検証することも肝要である。また、告示ということになった場合に、わかりにくい、具体性に欠けるという指摘が全体を通じて出されていることもあり、実践に活かされる解説書等のあり方を検討することが必須である。
4. 保育指針の意図や改訂の視点の理解促進を図るために、保育現場での定期的研修の機会が必要であることと、養成校における保育士養成課程での保育指針の扱いや行政担当者の理解に向けての取り組みが求められる。